

No.

APEC地域WTOキャパシティ・ビルディング 協力プログラム予備調査報告書

平成14年11月

国際協力事業団
鉱工業開発調査部

鉱調工
JR
02-154

略語集

略語	正式名称	日本語対訳
AD	Anti-Dumping	アンチダンピング
ADSL	Asymmetric Digital Subscribe Line	非対称デジタル加入者線
AFTA	ASEAN Free Trade Areas	ASEAN 自由貿易地域（協定）
AG Chambers	Attorney General's Chambers	（マレーシア）法務長官執務室
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
ASEM	Asia-Europe Meeting	アジア欧州会合
BIS	Bureau of Import Services	（フィリピン貿易工業省）輸入局
BITR	Bureau of International Trade Relations	（フィリピン貿易工業省）国際貿易関係局
BOC	Bureau of Customes	（フィリピン）関税局
BOI	Board of Investment	（フィリピン）投資委員会
BPS	Bureau of Product Standards	（フィリピン貿易工業省）製品規格局
BSN	Badan Standardisasi National （ The National Standardization Agency ）	（インドネシア）国家標準庁
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
Codex	Codex Alimentarius Commission	WHO/FAO 食品合同規格委員会
CTRM	Committee of Tariff and Related Matters	（フィリピン）関税及び関連する諸問題に関する委員会
CVD	Counterveiling duties	相殺関税
DA	Department of Agriculture	（フィリピン）農業省
DBE	Department of Business and Economics	（タイ商務省）事業経済局（2002年10月より Department of Trade Negotiations（貿易交渉局）に改名）
DFT	Department of Foreign Trade	（タイ商務省）対外貿易局
DGIPR	Directorate General of Intellectual Property Rights （ DGIPR ）	（インドネシア）法務・人権省知的財産権局
DIP	Department of Intellectual Property	（タイ商務省）知的財産局
DOF	Department of Finance	（フィリピン）財務省
DOTC	Department of Transportation and Communication	（フィリピン）運輸通信省
DSM	Department of Standard Malaysia	（マレーシア）標準局
DSU	Dispute Settlement Understanding	紛争解決了解
DTEC	Department of Technical and Economic Cooperation	（タイ首相府）技術経済協力局
DTI	Department of Trade and Industry	（フィリピン）貿易工業省
EPU	Economic Planning Unit	（マレーシア）経済開発企画院
EU	European Union	欧州連合

FAO	Food and Agriculture Organization	国際連合食糧農業機関
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービス貿易一般協定
GATT	General Agreement on Tarriffs and Trade	関税および貿易に関する一般協定
GMO	Genetically Modified Organism	遺伝子組み換え作物
HS	Harmonized Commodity Description and Coding System	商品の名称及び分類についての統一システム
I/A	Implementing Arrangement	(フィリピン)実施細則
Ic/R	Inception Report	インセプション・レポート
IF	Integrated Framework	統合フレームワーク
IPR	Intellectual Property Right	知的財産権
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力事業団
KADIN	Kamar Dagang dan Industri Indonesia (The Indonesian Chamber of Commerce and Industry)	インドネシア商工会議所
LDC	Least Developed Countries	後発開発途上国
MEAs	Multilateral Environmental Agreements	多国間環境協定
MITI	Ministry of International Trade and Industry	(マレーシア)通商産業省
MOF	Ministry of Finance	(インドネシア)大蔵省
MOIT	Ministry of Industry and Trade	(インドネシア)商工省
MRA	Mutual Recognition Agreement	相互認証協定
NEDA	National Economic and Development Authority	(フィリピン)経済開発庁
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
SEC	Securities Exchange Commission	(フィリピン)証券取引委員会
SG	Safeguald	セーフガード
SIRIM	Standards and Industrial Research Institute of Malaysia	(マレーシア科学技術環境省)標準工業研究所
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures	衛生植物検疫措置
S/W	Scope of Work	実施細則
TBT	Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害
TC	Tariff Commission	(フィリピン)関税委員会
TDRI	Thailand Development Reserch Institute	タイ開発調査研究所
TILF	Trade and Investment Liberalization Facilitation	(APEC)貿易投資自由化促進
TISI	Thai Industrial Standards Institute	(タイ)工業省工業規格研究所
TRIPS	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム

予備調査報告書

目次

略語集

第 I 部 予備調査結果	1
第 1 章 プログラム実施の背景・経緯	1
1-1 協力背景、協力意義	1
1-2 プログラム実施の経緯	1
1-3 協力プログラムの目的	2
1-4 予備調査の目的	2
第 2 章 タイ	3
2-1 調査団員構成	3
2-2 派遣期間および調査日程	3
2-3 対処方針	3
2-4 実施細則 (S/W) の合意	6
2-5 実施細則 (S/W) および協議議事録 (M/M) 協議に係る主要論点	6
第 3 章 インドネシア	9
3-1 調査団員構成	9
3-2 派遣期間および調査日程	9
3-3 対処方針	9
3-4 実施細則 (S/W) の合意	13
3-5 実施細則 (S/W) および協議議事録 (M/M) 協議に係る主要論点	13
第 4 章 マレーシア	17
4-1 調査団員構成	17
4-2 派遣期間および調査日程	17
4-3 対処方針	17
4-4 実施細則 (S/W) の合意	20
4-5 実施細則 (S/W) 協議に係る主要論点	20

第5章	フィリピン	25
5-1	調査団員構成	25
5-2	派遣期間および調査日程	25
5-3	対処方針	25
5-4	実施細則（I/A）の合意	29
5-5	実施細則（I/A）協議に係る主要論点	29
第II部	附属資料	33
資料-1	S/W（写）、M/M（写）	33
資料-2	主要面談者リスト	77
資料-3	面談議事録	83
資料-4	国別協力内容一覧表	125

第 I 部 予備調査結果

第 1 章 プログラム実施の背景・経緯

1-1 協力背景、協力意義

貿易のグローバル化が進み、国際貿易活動が活発化する中で、国際通商ルールの整備が WTO を中心に進められている。途上国各国においても WTO への加盟を通じ多角的貿易体制からのメリットを享受するためには、WTO 協定の内容を十分に理解し、実施していくこと、即ちその権利と義務を適切に行使していく必要があることが認識されている。

一方、途上国各国は、WTO 協定の実施に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等の分野において困難に直面している。このため、協定の運用に従事する行政体制の強化（行政職員の育成や行政機構の整備など）をはじめとした途上国のキャパシティ・ビルディングに向けた支援を実施することは、新たな貿易環境の中で途上国の経済発展を促すためにも、さらには国際貿易に依存する我が国にとってもウルグアイラウンドに続く新ラウンド立ち上げに向けての途上国の参加を確保し、多角的自由貿易体制を発展させていく上で、極めて重要な課題となっている。

1-2 プログラム実施の経緯

➤ 2000 年 6 月

上記観点から、我が国は APEC 貿易大臣会合において、APEC 域内途上国の WTO 協定実施に向けたキャパシティ・ビルディング戦略プランを作成することを提案し、我が国がイニシアティブをとって途上国各国のニーズ調査を実施、これに基づき、キャパシティ・ビルディングの協力方向性、優先度等を示した「戦略的 APEC 計画」を策定した。

➤ 2000 年 11 月

引き続きブルネイで行われた首脳会合の場で、策定された「戦略的 APEC 計画」はメンバーエコノミーから今後の協調行動の基礎とすることが承認された。

➤ 2000 年 12 月～2001 年 3 月

この結果を受け、JICA は APEC 域内のアジアおよび中南米諸国 6 カ国（インドネシア、タイ、マレーシア、ペルー、フィリピン、ヴィエトナム）を対象とした本件キャパシティ・ビルディングに係るベースライン調査を行い、具体的な協力案件形成に向けた協議を行った。

➤ 2001 年 3 月

我が国政府は、沖縄サミット宣言における途上国へのキャパシティ・ビルディング支援に関する我が国政府のイニシアティブの一つの具体策として「貿易関連キャパシティ・ビルディングに関する沖縄ワークショップ」を開催した。ここでは、従来交流の機会が少なかった援助関係者と貿易関係者が一堂に会し、Integrated Framework の強化、個別の WTO 協定に着目した支援の在り方、及び国別アプローチの在り方等について議論を行った。

➤ 2001 年 4 月～

以上のような背景の下、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンの 4 カ国に対して本協力プログラムを行う方向で調整を進めることとなった。

1-3 協力プログラムの目的

WTO 協定の実施に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等において困難に直面している途上国に対し、(1) WTO 窓口機関の機能強化(情報共有システムの企画立案、パイロット実施)、(2) 各種協定の理解向上(ワークショップ、セミナーの開催等)、(3) 法制度等の整備(整合性に関するアドバイス等)、(4)交渉能力の向上の主に4カテゴリーの技術移転・人材育成を行い、「途上国の WTO 協定実施能力の向上及び多角的貿易体制からのメリットを享受するためのキャパシティの構築」を目的とする。

1-4 予備調査の目的

本件予備調査の目的は以下の2点である。

- (1) WTO の窓口機関を中心とする先方関係行政機関との間で本格調査の実施細則(S/W: Scope of Work、フィリピンにおいては I/A: Implementing Arrangement)に関する協議を行い、内容合意の上、先方との間で署名を行う。なお、調査に先立って日本側にて提供可能なリソース等を踏まえた協力プログラム案をドラフトし、調査団派遣前に先方に連絡、検討を依頼する。
- (2) 現地調査の際には他協力機関の最新動向、ローカルリソースのアベイラビリティおよび活用の際のコスト等、本格調査の実施に必要な情報も併せて収集する。

第2章 タイ

2-1 調査団員構成

団長 / 総括	植嶋卓巳	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課課長
協定管理行政	吉田太郎	経済産業省通商機構部公正貿易企画係長
調査企画	斉藤幹也	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課

2-2 派遣期間および調査日程

派遣期間：2001年4月23日～4月28日

日順		調査内容
1	4月23日 月	東京 11:00 [JL717] バンコク 15:55
2	4月24日 火	➤ セミナー開催 吉田団員出発（東京 11:00 [JL717] バンコク 15:55）
3	4月25日 水	➤ DTEC訪問 ➤ 商務省産業経済局（DBE）との昼食会
4	4月26日 木	➤ DBEとのS/W協議 ➤ 工業省工業標準局（TISI）訪問 ➤ JICA専門家（商務省知的財産局（DIP））・JETROとの打ち合わせ
5	4月27日 金	➤ 商務省対外貿易局（DFT）訪問 ➤ 商務省知的財産局（DIP）訪問 ➤ メモランダム署名（DBE） ➤ 日本大使館、JICA事務所報告
6	4月28日 土	バンコク 8:45 [JL708] 東京 16:35

2-3 対処方針

（1）基本的考え方

本開発調査は、戦略 APEC 計画に基づく二国間政府ベースでの初の本格的な技術協力となる。このため、我が国援助リソースのアベイラビリティを踏まえつつ、当面する先方の協力要請に可能な限り着実に応え、本分野での我が方取り組みに対する信頼感の醸成に努める。

かかる観点から、本開発調査では、制度整備、知識移転のコンポーネントを協力の中核に据え、相手国のキャパシティの向上に一定の貢献を果たすよう努めることとする。他方、制度整備、人材育成は継続的な取り組みが必要な分野であり、ワンショットの開発調査で実施可能な範囲は限られているので、右を踏まえつつ、開発調査実施後のキャパシティ・ビルディングについても、中長期的見地から具体的な方策を検討し、協力の継続性確保にも留意する。

（2）先方の協力要請内容に対する我が方の基本方針

【 WTO 窓口・調整機関の調整能力向上：整合性評価・モニターのための情報メカニズムの構築】

実施機関

商務省事業経済局（DBE）

要請内容

- タイにおけるすべての WTO 協定関連情報、WTO コミットメントに関連するすべての国内法令の収集、照合
- 収集情報の電子化
- 検索機能、比較機能、共同作業機能を有した情報システムの開発

日本側対応方針

- WTO 窓口・調整機関の機能強化はタイの WTO 協定実施能力向上を支援する上で優先度の高い協力事項。特に WTO 関連文書、国内関連法等の情報管理体制が不十分であり、DBE の情報管理・掌握力の向上が急務。
- 協力にあたってはまず、WTO 協定実施に係るタイ国の現状をレビューし、行政の組織体制、法制度、貿易関連措置等についての現状と課題の整理を行うことが重要。
- 次に、WTO 窓口・調整機関である DBE の組織体制と関係機関との連携体制の分析を行い、DBE の調整能力向上の見地から如何なるメカニズムの構築が望ましいかを検討する。
- 調整能力向上のメカニズムの具体的な方策として、
DBE を中心とするタイ政府の WTO 関連情報シェアリングシステム構築に係る基本計画を策定する。
第 2 段階として策定された基本計画のうち、WTO 関連文書、法規の英訳・デジタル化、データベースへの格納、データベース検索機能を持ったシステムの構築、システム運営マニュアルの整備については、緊急性、所要コスト、期間の見地から本調査内で実施可能なものを切り出し、パイロット的にシステムの整備を実施する。

【 GATS 協定に係る機関の協定に関する知識及び交渉能力の向上】

実施機関

商務省事業経済局（DBE）、財務省、運輸通信省

要請内容

- GATS 協定理解向上ワークショップ（政府関係者 35 人への 1 週間のワークショップ）
- GATS（金融、通信、運輸分野）における交渉能力の向上研修（政府関係者 30 人への 1 週間の研修）
- GATS（金融 / 通信サービス分野）の政府関係者への実務研修（政府関係者 4 人の日本における OJT）

日本側対応方針

- GATS に関しては今後漸進的な自由化が議論されていく中で、タイ国内においても関係機関の本協定への理解、及び交渉能力の向上が求められているところ。ワークショップを通じ政府関係者の協定の理解向上を支援する。内容、期間等については、タイ政府部内のキャパシティの現状と我が方の協力リソースのアベイラビリティを勘案して、協力開始後、詳細を詰める。
- 要請のあった本邦での実務研修については開発調査のスキームでは対応困難であり、本件の協力内容としては対象としないことを伝える。

【 AD 及び CVD 協定に係る官民機関の協定に関する理解の向上】

実施機関

商務省対外貿易局（DFT）、商務省事業経済局（DBE）

要請内容

- AD、関税、CVD 協定に係る政府関係者（ASEAN 諸国からも招聘）及び民間 40 人を対象としたセミナー

日本側対応方針

- アンチ・ダンピング、補助金・相殺措置に関しては今後タイが WTO スキームの中で貿易活動を行っていく上で、官民共に知識の獲得が不可欠な分野であり、本協力の中ではセミナーの開催を通して我が国の官民が有する知識・経験の移転を行う。
- ASEAN 諸国からの招聘については、我が方協力のマンパワーも考慮し、今回の協力の範囲から除外する。結果をみて、必要があればフォローアップ段階で実施の可能性を検討する。

【 TRIPS 協定に係る機関の協定履行能力の向上】

実施機関

商務省知的財産局（DIP）

要請内容

- TRIPS 関連の新しい法規のエンフォースメントに向けた関係者の理解促進研修（将来的に、警察、税関、企業、学生、教授等の政府関係者・一般市民を対象としたトレーニングを想定）
- 教材（テキスト、ビデオ、IP ハンドブック、パンフレット）及びトレーニング手法の開発
- Trainer's training のためのワークショップ

日本側対応方針

- 知的財産権関連ではこれまで知的財産局内部の事務手続き能力の向上、機械化にかかる協力（プロジェクト方式技術協力）を実施してきたが、現在タイにおいては TRIPS 協定に合致した新しい法制度が導入されたところであり、今後は法制度のエンフォースメントに向け、関係機関に対して新しい法制度の理解を促進して行くことが重要である。
- 本協力においては知的財産局が関係諸機関へ知的財産権の知識、TRIPS 協定を普及、啓蒙できるような教材を開発し、その普及方法（研修、ワークショップ等）について、知識を移転することとする。

【 TBT 協定に係る行政機関の協定履行能力、交渉能力の向上】

実施機関

工業省工業規格研究所（TISI）

要請内容

- TBT 協定と WTO の紛争処理手続きに関する研修
- 国内 TBT 照会窓口の設立と国際標準機関との調整に関する研修
- WTO 及び国際標準機関における交渉能力の向上研修（政府担当者 15 人）

日本側対応方針

- タイ側の希望は基準・認証にかかる WTO 及び国際標準機関の会議での交渉能力向上である。我が国としても基準・認証における国際標準を今後取り決めるにあたっての考え方や方針を近隣諸国と共有することの重要性に鑑み、経験の共有・ネットワーク作りを

念頭に置きつつ本分野の協力を実施する。

- 本分野に関する現状、問題点の把握を行った上で、TBT協定に関するワークショップ、交渉能力向上研修を実施。

2-4 実施細則（S/W）の合意

予備調査団は商務省事業経済局（DBE）をはじめとするタイ側関係機関と協力プログラムの内容、実施体制にかかる協議を4月26日及び27日に行った。一連の協議の結果、対処方針のとおり、日本側の提案する協力プログラム案は関係機関の基本的な合意を得た。

実施細則（S/W）の署名については、DTECとJICA事務所及び日本大使館との間で打ち合わせが行われている新しい署名方式が本件協力より適用されることとなっているが、その形式について協議中であったため、本予備調査期間中に実施細則の署名は行なわず、調査スコープについてのみDBEと覚書（メモランダム）を取り交わした。なお、協力の早期の実施のため、実施細則の締結については調査団帰国後、5月中旬までに完了するようDTEC及びJICA事務所に依頼し、7月6日付けで両者による署名がなされた。

2-5 実施細則（S/W）および協議議事録（M/M）協議に係る主要論点

（1）協議の主要点

タイから提出された要請書に基づき、日本側で作成した協力プログラム案をDBE及び関係機関に説明し、その内容に対する基本的な合意を得た。協議及び合意内容の主要点は次のとおり。

- 本件は調査提言を主たる活動とする従来の開発調査とは異なり、タイ側のWTO協定の実施能力を向上することを目的とした6つの技術移転活動（WTO協定実施にかかる組織体制強化/DBEの機能強化・情報シェアリングシステムの構築支援、GATSの実施能力向上支援、AD/CVD協定の実施能力支援、TRIPS協定の実施能力支援、TBT協定の実施能力支援、GATS及びTBTにおける交渉能力向上支援）で構成される協力を実施する。
- 本件協力は戦略的APEC計画に基づき日本が実施する初の本格的二国間協力プロジェクトとしてタイにとって速やかな実施が望まれる部分をまず開発調査スキームにより行うもの。本分野のすべての要請を本協力だけでカバーすることはできない。タイ側から要請のあった本邦研修、近隣国からの関係者招聘については本分野のその他の協力を検討していく中で議論していくこととし、本件協力では扱わない。
- また、本分野の適切な技術移転を実施するためには現状の十分な把握、ニーズの分析が必要であり、現時点でその詳細な内容を決めておくことは適切でない。従って実施細則の段階では協力のフレームワークを決めておくに留め、協力開始後、現状調査を行った上でタイ側と協議し、その詳細内容を決定する。
- 多数の技術移転活動をスムーズに実施するためにタイ側はDBEを全体窓口・責任機関とし、プログラムを運営する。また、各技術移転活動毎にカウンターパート機関を任命し、日本側は各カウンターパート機関との共同活動により各技術移転活動を実施することとした。また必要あればカウンターパート機関の代表からなるワーキング・グループを組織し、協力の全体的な進捗に関する検討・意見交換を行う。

(2) 各協力内容(コンポネン)に関する打ち合わせ結果

各協力内容に係る機関と面談し、協力ニーズの確認及び日本側の提案する協力内容について打ち合わせた。なお、いずれの協力内容もその詳細な技術移転計画は実際に協力が開始した後、現地の状況・ニーズを把握・分析した上で改めて関係機関と打ち合わせ、決定することとした。

➤ DBEの機能強化・情報シェアリングシステムの構築支援

タイにおける協定実施の整合性の強化のため、WTO協定のタイにおける窓口機関であるDBEの業務能力向上を目的とする情報シェアリングシステム(WTO関連情報・法律等の収集、データベースへの格納、検索機能の付加等)をパイロット的に構築・運営することにつき、DBEに説明、両者で確認した。また、調査団からは、単にシステムを設置するだけではDBEの効果的な機能強化は達成されず、システムを活用して何を達成するかDBE自身がよく考えることが重要であると説明。この点に関しても先方の合意を得て、本件協力ではかかる観点についても考慮に入れ、提言を行うこととした。

➤ GATSの実施能力向上支援

GATSに関する協力についてDBEと協議を行い、関係行政機関の協定理解向上を目的とするワークショップを開催することで合意した。なお、タイ側より金融、通信分野の行政官に対する協定実施にかかる本邦での実務研修の要請があげられていたが、投入の制約等から本件協力では取り扱わないこととした。

➤ AD/CVD協定の実施能力支援

AD/CVD協定に関する協力については、DFTとDBEが主たるカウンターパートとなる。DFTからは担当行政官の実務能力向上(AD、CVD、損害認定の3テーマ)を目的とするワークショップと民間向け(鉄鋼、化学工業、繊維、電気・電子)の理解向上セミナーの要望があげられ、特に前者を優先して欲しい旨希望された。調査団よりDFTとDBEとで調整した上で日本側に連絡するよう依頼した。

なお、タイ側からの希望にあったASEAN諸国の行政関係者のセミナーへの招聘については、本件のキャパシティから今回の協力では取り扱わないこととするが、本件協力とは別に、JICAの他の協力学スキーム(第3国研修等)の活用が検討できる旨伝え、理解を得た。

➤ TRIPS協定の実施能力支援

TRIPS協定に関する協力についてDIPと打ち合わせを行い、政府関係機関職員(税関、警察関係者)、法律関係者、大学・その他学術機関の関係者等のTRIPS協定及び知的財産権への認識を高めることを目的とする研修カリキュラム・教材を開発、タイ国内研修講師への技術移転を行うことを協力内容とすることを両者で確認した。

研修教材の開発については既存のテキストをタイの状況に合わせて改訂、翻訳することで対応していくことが中心となるが、その詳細な内容についてはDIP内関係者と打ち合わせつつ検討を進めていくこととした。

➤ TBT協定の実施能力支援

TBT協定に関する協力については、タイ側の要請のとおり、官民に対する協定の理解向上を目的とするワークショップを開催することをTISIに説明し、概ね理解を得たが、

担当者が不在であったため、その他の要請項目である「TBT協定の照会窓口の設立と関係標準機関との調整能力支援」については、その詳細が不明点として残った（既に同機能を有する部門が設置されている）。これに関しては担当者が戻り次第内容を確認し、別途日本側に連絡するよう依頼した。

➤ GATS 及び TBT 協定における交渉能力向上支援

本件についてタイ側に確認したところ、要請された交渉能力向上とは、交渉を行う上での自国の問題点の把握や将来戦略の立案等ではなく、交渉スキルそのものの向上を指しているとの回答であり、交渉一般についての研修や協定毎のケースを取り扱った想定交渉等を望んでいることが明らかとなった。本件に対しては日本に十分なりソースがないことから、外国のリソースを活用することを検討するが、必ずしも要請に応えられるとは限らないことを伝えた。

(3) 実施細則の署名について

➤実施細則については、タイと日本との間で開発調査実施にかかる口上書及び実施細則の形式の見直しを行っていたため、当初の予想通り予備調査期間中に署名するに至らなかった。今回は調査のスコープのみ実施機関であるDBEと打ち合わせ、メモランダムにて確認した。

➤一方、8月の協力開始のためには少なくとも5月中旬までにJICA事務所とタイ側代表者と実施細則を署名・交換する必要があるため、その旨技術協力窓口機関であるDTECに伝え、早期の実施細則締結を要請した。

(4) その他・留意事項

➤協力のオーナーシップ

本件協力は双方にとって初めての協力分野であり、協力の効果的な実施にあたっては日・タイの連携・共同した取り組みが不可欠である。セミナー/ワークショップの開催といった技術移転活動はややもするとカウンターパート側が受身の立場になりやすいため、カウンターパート機関に対しては日本側とともに常に主体的にプロジェクトを実施・運営するよう働きかけていく必要がある。

➤協力の実施体制について

本協力は多数の協力ニーズに対応するために、コンサルタントを中心とした国内外のリソースを柔軟に活用してプログラムを実施していく必要がある。本分野のリソースの希少性に鑑み、コンサルタントベースで対応できないニーズ（行政官、学識者の知見活用等）について官ベースの投入でサポートする等の支援体制が求められる。

第3章 インドネシア

3-1 調査団員構成

団長 / 総括	植嶋卓巳	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課課長
協定管理行政	西脇修	経済産業省基準認証ユニット国際チーム課長補佐
調査企画	田村えり子	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課

3-2 派遣期間および調査日程

派遣期間：2001年9月9日～9月14日

日順			調査内容
1	9月9日	日	東京 10:55 [JL725] ジャカルタ 16:05
2	9月10日	月	<ul style="list-style-type: none"> ➢ JICA事務所訪問 ➢ 日本大使館表敬 ➢ 商工省(MOIT)での合同ミーティング(大蔵省(MOF)、国家標準庁(BSN)、法務・人権省知的財産権局(DGIPR)) 西脇団員：東京 10:55 [JL725] ジャカルタ 16:05
3	9月11日	火	<ul style="list-style-type: none"> ➢ MOF・中央銀行・通信省との協議(GATS) ➢ BSNとの協議(TBT) ➢ DGIPRとの協議(TRIPS) 西脇団員：ジャカルタ 23:30 [JL726]
4	9月12日	水	西脇団員：東京 8:35 <ul style="list-style-type: none"> ➢ MOIT計画局長 ➢ MOITとのS/W協議(協議総括、S/W文面確認等) ➢ KADIN
5	9月13日	木	<ul style="list-style-type: none"> ➢ MOIT情報センター ➢ MOITとのS/W署名 ➢ 日本大使館、JICA事務所報告 ジャカルタ 23:30 [JL726]
6	9月14日	金	東京 8:35

3-3 対処方針

(1) 基本方針

本開発調査は、戦略的 APEC 計画に基づく二国間政府ベースでの最初のインドネシアへの技術協力である。戦略的 APEC 計画では WTO 協定履行における途上国の抱える課題に対してテーラーメイドの協力を行っていくことが述べられており、かかる観点から本プログラムでは以下を協力の基本方針とする。

- 1) プログラムの中で WTO 協定履行にかかるインドネシアの状況・課題を把握し、必要・有効な協力内容を詳しく検討した上で制度整備、知識移転の協力を行い、協定履行キャパシティの向上に一定の貢献を果たす。
- 2) 他方、キャパシティ・ビルディングは継続的な取り組みが必要な分野であり、単発の開発調査で実施可能な範囲は限られている。インドネシアに対する本分野の最初の協力として、開発調査実施後のキャパシティ・ビルディングについても、中長期的見地から

具体的な方策を検討し、協力の継続性確保にも留意する。

このため、キャパシティ・ビルディングのための諸活動（個別協定に関するワークショップ、研修の内容等）については、今回の S/W 協議時に細かな内容まで取り決めておかないこととする。キャパシティ・ビルディングに関する詳細な協力内容は調査開始時の初期段階で現地の現状、課題をレビューし、カウンターパートと協議して決定する。

（２） 協力実施方針

【 商工省（WTO 調整窓口機関）の組織強化】

<p><u>実施機関</u> 商工省（MOIT）多国間協力局</p> <p><u>要請内容</u> WTO 問題の調整窓口機関である MOIT の組織強化を目的とする。MOIT は調整的な役割だけでなく、AD/CVD/SG 協定や TBT 協定、繊維協定、紛争解決了解等に関する実施責任を負っており、右を踏まえた幅広い組織強化支援を望んでいる。</p> <p><u>要請項目</u> ➤ MOIT の組織診断 ➤ 組織強化のための提言（情報技術の活用を含む）知識移転計画の策定 ➤ セミナー/ワークショップ開催によるスタッフへの知識移転（AD/CVD/SG 協定、DSU）</p> <p><u>要請の対象分野</u> ➤ AD/CVD/SG 協定、DSU 運用能力向上 ➤ 交渉能力と DSU 実施能力向上 ➤ 国家チームの議長役としての業務（情報収集・省庁間調整の改善） ➤ 情報技術活用（による業務改善）</p>
--

対処方針

- WTO 窓口・調整機関及び WTO 協定実施の大半の問題にかかわる MOIT の機能強化はインドネシアの WTO 協定実施能力向上を支援する上で最重要事項。
MOIT からの要請内容は上記のとおり多岐に渡るが、本コンポーネントを２つに分け、「WTO 問題全般のマネジメント及び情報収集能力支援」と「AD/CVD/SG 協定の実施能力支援」に整理し、協力を検討する。
- 「WTO 問題全般のマネジメント及び情報収集能力支援」については MOIT の多国間協力局を対象とし、業務分析、情報システムの設計を含めた組織強化計画策定、情報システムのパイロット的構築を行う。（コンポーネント 1）
- MOIT に対する「AD/CVD/SG 協定の実施能力支援」は別コンポーネントに切り分け、「AD/CVD/SG 協定の実施能力向上支援（コンポーネント 2）」として実施。行政官への業務手続の移転が主なテーマとなると思われるが、民間サイドへの知識移転ニーズも併せて確認する。要請されている交渉能力の向上、DSU 運用能力向上についてはその詳細を MOIT に確認することとするが、まず交渉能力の向上、DSU 運用能力向上にかかる基本的な知識の移転を行った後、インドネシアの AD/CVD/SG 協定の履行状況を踏まえながら同協定を主たるターゲットとして知識移転を実施することを提案する。詳細な内容については本格調査においてニーズ調査・分析を行った上で決定するが、事前調査で担当部局からニーズを予め聴取しておく。

【 GATS の実施能力向上支援 】

実施機関

大蔵省 (MOF) (運輸・通信省、中央銀行)

要請内容

GATS を含むサービス貿易の問題の調整窓口を担っている MOF、及び他関係省庁の協定実施能力向上を目的とする支援。概してインドネシアでは本分野を担う十分な人材が不足しており、スタッフの知識向上が求められている。

要請項目

- 組織強化のための提言、知識移転計画の策定
- セミナー/ワークショップ (開催によるスタッフへの知識移転)

対象分野

- GATS 一般 (の知識向上)
- 金融サービス、電気通信サービス、運輸サービス (各分野の協定・約束の実施能力向上支援)
- (サービス貿易にかかるインドネシアの) 政策分析
- 交渉能力と DSU (実施能力向上)

対処方針

- インドネシアにおいては GATS の調整窓口は大蔵省が担っている。サービス貿易に関しては次期ラウンドの中心的な交渉事項となることから、大蔵省を中心とした GATS の実施能力向上と交渉能力強化を行う必要がある。
- 特に大蔵省をはじめとして、その他関係省庁の知識・経験は不足しており、要請項目のとおり人材の状況/育成ニーズの調査、知識移転計画の策定を十分に行った上で、適切な技術移転を行っていく必要がある。(コンポネント 3)
- 要請書では金融、電気通信、運輸分野を具体的セクターとしてあげているが、これら分野を管轄する関係省庁に対してまず GATS の基本的な知識を移転することが重要。また、GATS に関する個別分野の技術移転が求められた場合、内容によっては希望されている金融、電気通信、運輸サービスを全分野カバーすることは困難であることが予想される。事前調査時に先方のイメージを把握し、投入量・リソースの制約に鑑み、すべてを対象とできない可能性がある旨伝えておく。(タイとのメモランダムにも記載。 ”The availability of Japanese manpower is likely to affect the design of the workplan of the component.”)
- 交渉スキル向上支援はタイと同様国内外のリソースを活用して現地短期研修を実施。DSU 実施能力向上についてはインドネシア側ニーズを確認した上で実施を検討。

【 TRIPS 協定の実施能力向上支援】

実施機関

法務・人権省知的財産権局（DGIPR）

要請内容

インドネシアでは既に特許、商標、著作権法が制定され、TRIPS 協定に整合的な国内関係法が整備されたが、行政手続きの実施、エンフォースメント面において問題を抱えている。行政官、民間等への知識移転、啓蒙を行う研修教材の開発による技術移転が要請されている。

要請項目

- インドネシアにおける TRIPS 協定及びその他関連項目の実状調査
- TRIPS 協定に対する一般認識調査
- 研修教材の開発
- セミナー/ワークショップの開催

対処方針

- TRIPS 関連の国内法は TRIPS に適合する形で制定されたが、そのエンフォースメント面の強化が大きな課題。
- 特に地方分権化の流れの中で、地方の関係者に対して新法の理解、実施能力向上のための研修を行っていく必要がある、要請内容は妥当かつ有効な協力。
- DGIPR が関係諸機関へ知的財産権の知識、TRIPS 協定を普及、啓蒙できるような教材を開発し、その普及方法（研修、ワークショップ等）について、知識を移転することとする。（コンポネント4）
- JICA 専門家によりこれまでにいくつかの教材が開発されており、DGIPR、専門家の意見を聴取し、対象者、テーマについて事前調査の段階である程度絞り込んでおく。
- タイにおいて同様の協力を実施する予定であり、かかる協力の成果も有効に活用する。

【 TBT 協定の実施能力向上支援】

実施機関

国家標準庁（BSN）

要請内容

国家標準庁の職員はほとんど技術者であり、国際法及び国内法を熟知している法律家は少ない。国内法・規制の整理、TBT 協定、国際標準に関する知識の移転が要請されている。

要請項目

- TBT 協定及び品質基準に関連する国内法制度のレビュー
- セミナー/ワークショップ（開催による知識移転）

対処方針

- インドネシア国内においては各省庁及び各地方政府が独自に様々な標準・規格を設けており、その把握が十分になされていない。国内の標準・規格を整理し、TBT 協定に適合しているか調査することが緊急の課題。
- 本協力では、上記問題点を解消するためのインドネシア国内の標準・規格の整理、整合性評価を現地コンサルタント等を活用して行うと共に、TBT 協定の履行能力向上の

ため、TBT 協定に基本的な解説や日本での実施体制や実務の紹介をワークショップにて行う。(コンポネン ト 5)

3-4 実施細則 (S / W) の合意

本事前調査団は本年 6 月にインドネシアから提出された標記協力プログラム(開発調査) に関する要請書に基づき、商工省通商産業協力総局多国間協力局をはじめとするインドネシア側関係機関と協力プログラムの内容、実施体制にかかる協議を 9 月 10 ~ 13 日に行った。一連の協議の結果、対処方針のとおり、日本側の提案する協力プログラム案は関係機関の基本的な合意を得た。

実施細則 (S / W) の署名については、カウンターパート機関の商工省通商産業協力総局長である Mr. Hatanto Reksodipoetro が ASEM 会合のため 14 日までハノイに出張中であったため、JICA 側調査団長が署名した S / W に、Hatanto 局長が帰国後署名を行った。

3-5 実施細則 (S / W) および協議議事録 (M / M) 協議に係る主要論点

(1) 協議の主要点

インドネシアから提出された要請書に基づき、日本側で作成した協力プログラム案を MOIT 及び関係機関に説明し、その内容に対する基本的な合意を得た。協議及び合意内容の主要点は次のとおり。

- 本件は調査提言を主たる活動とする従来の開発調査とは異なり、インドネシア側の WTO 協定の実施能力を向上することを目的とした 5 つの技術移転活動(MOIT(WTO 調整窓口機関) の機能強化、 AD / CVD / SG 協定及び DSU 履行能力向上支援、 GATS の履行能力向上支援、 TRIPS 協定の履行能力支援、 TBT 協定の履行能力支援) で構成される協力を実施する。
- また、本分野の適切な技術移転を実施するためには現状の十分な把握、ニーズの分析が必要であり、現時点でその詳細な内容を決めておくことは適切でない。従って実施細則の段階では協力のフレームワークを決めておくに留め、協力開始後、現状調査を行った上でインドネシア側と協議し、その詳細内容を決定する。
- 多数の技術移転活動をスムーズに実施するためにインドネシア側は MOIT を全体窓口・責任機関とし、プログラムを運営する。また、各技術移転活動毎にカウンターパート機関を任命し、日本側は各カウンターパート機関との共同活動により各技術移転活動を実施することとした。
- 本格調査は、ドーハ会合、ラマダン以降の 2002 年 1 月より開始する。

(2) 各協力内容 (コンポネン ト) に関する打ち合わせ結果

各協力内容に係る機関と面談し、協力ニーズの確認及び日本側の提案する協力内容について打合せた。なお、いずれの協力内容もその詳細な技術移転計画は実際に協力が開始した後、現地の状況・ニーズを把握・分析した上で改めて関係機関と打合せ、決定することとした。

➤ MOIT の機能強化

インドネシア全体の WTO 協定履行能力の強化のため、窓口機関である MOIT の業

務能力向上を目的とする支援につき、対処方針通り合意が得られた。MOIT からは特に、省庁間調整能力の強化、関係各省庁の WTO 協定に対する意識向上のための支援、WTO 情報センターとしての機能構築について支援を求められた。これに対して調査団からは、具体的な情報システムの構築にあたっては、維持管理に必要なコストを含む費用と効果の関係を十分考慮し、検討する旨回答した。

➤ AD/CVD/SG 協定及び DSU 履行能力向上支援

本分野については MOIT がカウンターパートとなる。MOIT からは、インドネシアでは現在地方分権化がすすんでおり、地方政府職員にも中央政府の有する知識移転を求められていることを理由に、地方でもセミナー実施等の技術移転活動を行うことを求められたが、調査団より、本協力ではまず中央政府のキャパシティ・ビルディングを行うことを目的とし、地方政府への情報普及は中央政府により行うことが望ましい旨伝えた。

➤ GATS の履行能力向上支援

GATS に関する協力については、インドネシア国内の GATS 分野を取りまとめる大蔵省の他、中央銀行、通信省と協議を行い、国内関連法の調査、短期研修等による、GATS 全般の知識、DSU の基礎知識、交渉能力の向上を行うことで合意した。

➤ TRIPS 協定の履行能力支援

TRIPS 協定に関する協力について DGIPR と打ち合わせを行ったが、DGIPR に対してはすでに世界銀行及びオーストラリアによる援助が行われており研修カリキュラム・教材を開発等重複する部分が多いことが判明した。世界銀行については当初予定された 3 年間の協力が終了し、現在レポートを取りまとめ中であるが、更に 1 年間の延長が予定されている模様（内容は未定）。本件打ち合わせに関し、MOIT より DGIPR に事前に連絡がなされておらず、DGIPR 側のニーズが十分に把握できなかったため、9 月末までに既存の協力内容と JICA に対する要請の違いの明確化等について情報を提供するよう依頼した。本コンポーネントの実施の可否を含めた協力内容についてはこの情報を入手したうえで検討を進めることとする。

➤ TBT 協定の履行能力支援

TBT 協定に関する協力については、BSN が当方の提案をふまえ、入念な準備を行っており、より詳細に要望を聴取することができた。具体的には、国内関連法 / 技術基準の整理、DB の構築、セミナー・ワークショップ等による知識移転であるが、BSN の作成資料をもとに日本国内の関係機関等とも相談のうえ、対象範囲を設定することとする。

(3) その他・留意事項

➤ 協力のオーナーシップ

MOIT は大統領令により WTO に関する国家チームの取りまとめ役としての役割を任されているが、本事前調査の実施にあたって関係機関への情報提供が不十分であったり、要望内容にも自助努力により対応が可能と思われる活動が含まれる等、やや積極性が欠けているような印象が持たれた。協力の実施中も、誰のための協力であるか、オーナーシップを常に求めていく必要があると思量される。

➤ MOIT の体制

現在 MOIT 内の情報技術担当部門及び AD 担当部門の一部は、WTO 関連部局のある旧商業省内の建物とは離れた旧工業省内にあるため、特にコンポネン 1・2 の実施にあたっては地理的に離れた関係機関と十分に連絡が取れるよう配慮する必要がある。

➤ TRIPS 協定にかかる支援について

前述のとおり、2001 年 9 月中に DGIPR による資料の提供を求めており、DGIPR に派遣中の JICA 専門家の協力を得つつ、今後の取り扱いを検討する。

➤ 協力の実施体制について

本協力は多数の協力ニーズに対応するために、コンサルタントを中心とした国内外のリソースを柔軟に活用してプログラムを実施していく必要がある。本分野のリソースの希少性に鑑み、コンサルタントベースで対応できないニーズ（行政官、学識者の知見活用等）について官ベースの投入でサポートする等の支援体制が求められる。

第4章 マレーシア

4-1 調査団員構成

団長 / 総括	植嶋卓巳	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課課長
調査企画	近藤整	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課

4-2 派遣期間および調査日程

派遣期間：2001年12月9日～12月14日

日順			調査内容
1	12月9日	日	東京 12:55 [JL723] クアラルンプール 19:25
2	12月10日	月	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通産省および関係省庁との全体ミーティング（全体打合せ、農業協定・SPS/TRIPS/DSU/TBT） ➤ JICA事務所訪問 ➤ EPU訪問 ➤ 日本大使館表敬
3	12月11日	火	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農業省、保健省との合同協議（農業協定・SPS） ➤ 国内取引消費者省との協議（TRIPS） ➤ 法務長官執務室との協議（DSU） ➤ 標準局およびSIRIMとの協議（TBT）
4	12月12日	水	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通産省（及び関係機関）とのS/W協議（協議総括、S/W文面確認等） ➤ 現地コンサルタント面談
5	12月13日	木	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通産省とのS/W署名 ➤ 日本大使館、JICA事務所報告 クアラルンプール 23:00[JL724]
6	12月14日	金	東京 06:25

4-3 対処方針

(1) 基本方針

- 1) マレーシアはWTO協定の実施に関して比較的高い能力を有している。ニーズを踏まえ協力のポイントを絞り込み、投入量よりも質を重視したプログラムの形成を目指すこととする。
- 2) 制度整備、人材育成は継続的な取り組みが必要な分野であり、単発の開発調査で対応な範囲は限られている。よって、開発調査実施後のキャパシティ・ビルディングについても中長期的見地から具体的な方策を検討し、提言を行う。その際、マレーシアを拠点とする域内LDCへの協力（第三国協力）の可能性にも十分な配慮を行う。
- 3) キャパシティ・ビルディングのための活動（例：個別協定に関するワークショップ、研修等）の詳細な内容に関しては、今回のS/W協議時には確定せず、本格調査開始時の初期段階で現地の現状・課題をレビューした上で日本側のワークプランを作成し、関係カウンターパート機関と協議した上で決定する。
- 4) 開始時期については、他の国のプログラムの進捗状況を見つつ、可能であれば小規模であっても、今年度末から開始できるよう努める。

(2) 先方の協力要請内容に対する我が方協力の基本方針

【 農業協定/SPS 協定に関する理解向上 】

<u>実施機関</u> 農業省（農業協定）、保健省（SPS）
<u>要請内容</u> ➤ 農業協定：協定に関する関係行政官の理解を深め、専門性を高める。 ➤ SPS：協定の広範囲にわたる技術的側面、WTO 加盟発展途上国の義務と権利に関する理解の向上を図る
<u>要請項目</u> ➤ 関係者の協定理解を目的としたワークショップの開催（各 5 日間） ➤ 農業協定のポイントは次のとおり。 農業貿易の特徴 関税化、国内支援、輸出保護を含むマーケットアクセスに関する特定義務 WTO 原則に合致した農業貿易の確保 発展途上国輸出国、純食料輸入国、ケアンズ・グループの立場の理解 マレーシアと ASEAN 及び他の発展途上国の約束表との比較等 ➤ SPS 協定のポイントは次のとおり。 植物検疫原則 輸入基準 害虫監視 監視ガイドライン 輸出認証システム等

日本側対応方針

- 農業協定・SPS 協定の実施をめぐる現状と問題点の詳細を調査し、先方のニーズを明らかにする。そのうえで、我が方の対外経済政策との整合性、協力人材リソースの Availability に配慮しつつ、数日間程度の現地ワークショップを実施する方向で先方と調整を行い、大枠について合意する。なお、詳細は本格調査開始後、ワークプラン策定の段階で確定する旨先方に伝える。
- 現地ワークショップは、我が方政府関係者（農林水産省等）、大学関係者、コンサルタントに加え、必要に応じ外国の人材リソースを講師として活用することを検討する。なお、2001 年 3 月実施の現地調査（APEC 域内途上エコノミー-WTO キャパシティ・ビルディング・ベースライン調査）時に保健省より言及のあった「国内法と SPS 協定の整合性に関する協力」については、WTO 協定の解釈はパネルの結果によるところが大きいこと、我が国の協定解釈が必ずしも唯一の解釈ではないこと、等の理由から WTO 等中立的な機関から人材リソースが確保できる場合のみ対応する。

【 WTO 紛争解決了解（DSU）に関する実施能力向上 】

<u>実施機関</u> 法務長官執務室
<u>要請内容</u> 紛争解決了解に係るより専門的な知識の習得、運用
<u>要請項目</u>

- 政府・民間部門双方に対するの紛争解決手続きへの理解を目的としたワークショップの開催（3週間）
 - 広範囲に渡る政府職員及び民間部門のための紛争解決に係る一般的入門講座
 - 紛争解決、途上国の歴史と経験
 - 紛争解決協定の原文の分析
 - 陪審員選定手続及び上訴文事例研究：モノの貿易
 - 事例研究：サービス貿易
 - 事例研究：知的財産
 - 救済法、賠償、報復

日本側対応方針

- 先方のニーズ（要求する知識レベルの内容、対象者）を再度明らかにしたうえで、我が方協力人材リソースのアベイラビリティに配慮しながら、適切な期間のワークショップを行う方向で先方と調整を行い、大枠について合意する。なお、詳細は本格調査開始後、ワークプラン策定の段階で確定する旨先方に伝える。
- カウンターパートの多くは弁護士資格をもつ法律のプロであり、紛争了解手続に関する知識は相当なレベルにある。よって、民間部門に対しては、法律家を対象とするワークショップとは切り離し、マレーシア側が主体となって実施するセミナーを日本側がサポートするような形式をとることも一案。

【 TRIPS 協定に係る機関の協定履行能力の向上】

実施機関

国内取引消費者省、IPTC（Intellectual property training center）

要請内容

- TRIPS 分野における協定を取り扱う人材育成及び国内消費者取引省の実施能力強化。

要請項目

- TRIPS 協定履行義務に関する人材育成およびキャパシティ強化、国内取引消費者省（MDTCA）の協定実施能力強化を目的としたセミナーの開催（1日間）
 - WTO/TRIPS 協定、国際知的所有権合意に関するレクチャー
 - 商標、特許、工業デザイン、地理情報、著作権、集積回路、知的所有権保護強化、国境処理に関するワークショップ/ケーススタディ

日本側対応方針

- 今回の要請には、エコノミーレポートに記載されていた「研修カリキュラムの開発」が含まれていないので、ニーズの内容を確認する。また、ワークショップの期間は、エコノミーレポートでは2週間となっていたが、今次要請では1日となっているので、研修の対象者及び目標を再確認のうえ、協力の大枠を合意する。なお、詳細は本格調査開始後、ワークプラン策定の段階で確定する旨先方に伝える。
- マレーシアの知財局に対しては、同時期に別途電算化の協力を予定していることから、TRIPS コンポーネントに対する投入量はできるだけ抑制的にする方向で調整する。

【 TBT 協定に係る機関の協定履行能力の向上】

実施機関

科学技術省（MOSTF）標準局、SIRIM

要請内容

（国際標準設定参加に係る能力構築の支援要請がある模様。）

日本側対応方針

- ベースライン調査の際、TBT 協定に関するニーズを把握するため、調査団は SIRIM を訪問したが、SIRIM は公社化に伴って協定の義務履行に関する政策マターを議論する立場になくなっていることが判明した。従来 SIRIM の果たしていた国家基準・認証機関としての役割は、科学技術省の標準局（Department of Standard : DSM）に移管されていたが、日程の都合上、DSM との協議を行うことができず、TBT 関連については要請内容に含まれなかった経緯がある。
- 他方、経済産業省の基準・認証ユニットが別の国際会議の場で DSM と本件キャパビルプログラムについて意見交換を行う機会があった際、先方 DSM から、本件に関する支援を受けることについての期待が表明されたとの事実がある。
- 以上の経緯に鑑み、今次 S/W 協議に際しては、改めて DSM の支援ニーズを確認することとする。現在、我が国政府は「アジア太平洋地域における国際標準化活動の推進」を積極的に進めており、WTO キャパビルプログラムにおける TBT 協定関連技術協力の一貫としてこれを推進する方針を有している。よって、かかる我が方の方針と先方のニーズが合致する場合は、TBT 協定に関するコンポーネントを協力プログラムに追加することとする。その際の協力の範囲は、タイに対する TBT コンポーネントの協力に準じて、決定する。なお、詳細は本格調査開始後、ワークプラン策定の段階で確定する旨先方に伝える。

4-4 実施細則（S/W）の合意

予備調査団は通商産業省（MITI）をはじめとするマレイシア側関係機関と協力プログラムの内容、実施体制にかかる協議を 2001 年 12 月 10 日から 12 日にかけて行った。一連の協議の結果、日本側の提案する協力プログラム案は関係機関の基本的な合意を得ることができ、12 月 13 日に調査団と MITI の Deputy Secretary General との間で実施細則（S/W）を署名・交換した。

4-5 実施細則（S/W）協議に係る主要論点

（1） 協議の主要点

マレイシア側から提出された要請書に基づき、日本側で作成した協力プログラム案を MITI 及び関係機関に説明し、その内容に対する基本的な合意を得た。協議及び合意内容の主要点は次のとおり。

- 当方から提示した S/W 案に対して、先方から 合意の形式の変更（署名形式から書簡の交換形式へ）、アンダーテイキングの内容の全面的削除、日本側負担の S/W への記載、S/W の内容と補足説明資料（ミニッツとして別途まとめる予定であったもの）の一体化等、大幅な修正対案が提示された。これは、MITI（通商部門）が JICA の技術協力を受けた経験が少ないことに加え、カウンターパート機関の一部に、法的なチェックの細かい法務省が含まれていたこと等が要因であったと思われる。大幅な修正提案であったことから、調査団滞在期間中の署名は困難と思われたが、EPU の全面的なサポートもあり、結果として譲れない一線（合意の形式、アンダーテイキングの確保）は先方の理解を得、S/W の署名に至ることができた。

- ▶ 本件は調査提言を主たる活動とする従来の開発調査とは異なり、マレーシア側の WTO 協定の実施能力を向上することを目的とした 4 つの分野での知識移転活動（ 農業・SPS 協定に関する理解の向上、 WTO 紛争解決了解（DSU）に関する実施能力向上、 TRIPS 協定履行能力の向上、 TBT 協定の実施能力向上支援）で構成される協力を実施する。
- ▶ 今回の協力ではワークショップ等を通じた知識移転活動が重点となるが、効果的なワークショップ等を実施するには、当方が提供できる人的なリソース、先方の関心事項、実施のタイミングを念入りに計画する必要がある。従って S/W の段階では協力のフレームワークを決めておくに留め、協力開始後インセプションレポートの説明時に調査団から日本側の講師等のアベイラビリティも踏まえたワークプランを提示した上でマレーシア側と協議し、その詳細内容を決定することとした。
- ▶ 多岐にわたる技術移転活動をスムーズに実施するため、マレーシア側は MITI を全体窓口・責任機関とし、協力活動全体を運営管理するステアリングコミッティを設置することとなった。具体的な協力活動に関しては、協力コンポネント毎に、当該分野を所掌する関係機関と直接協力しつつ、実施することとなる。
- ▶ 本件協力は、2002 年 1 月中旬を目途に提出される先方からの追加情報を踏まえ、3 月に第一回目の調査団を派遣し、ワークプランに関する打合せを実施する。2002 年年度以降、必要な調査及び先方との協議を踏まえつつ、協力コンポネント毎にワークショップ等を順次開催し、知識移転活動を進める。2003 年 5 月を目途に、調査及び知識移転活動の総括として、更なるキャパビルのための政策提言を先方政府に提出する。

（2） 各協力内容（コンポネント）に関する打合せ結果

各協力内容に関係する機関と面談し、協力ニーズの確認及び日本側の提案する協力内容について打合せた。なお、いずれの協力内容もその詳細な技術移転計画は実際に協力が開始した後、現地の状況・ニーズを把握・分析したうえで改めて関係機関と打合せ、決定することとした。

▶ 農業・SPS 協定に関する理解の向上

本コンポネントに係るワークショップの開催に際しては日本の農林水産省の専門家が両者をカバーするため、農業省と保健省の別々の要請を実質的に 1 つのコンポネントで扱うことを説明し、双方で合意。また、日本側講師の都合によっては 2 回に分割して開催する可能性があることを伝えた。さらに、セミナーの内容は農水省が ASEAN 各国で実施予定の「農産物の貿易・流通に係る理解増進プログラム」を一部カバーすることとなる予定であることを説明。セミナーの期間について、現在当方は暫定的に計 5 日間（概要 1 日、農業 2 日、SPS 2 日）程度を想定しているが、詳細については相手側要望を踏まえ検討を行うことで合意。

セミナーの内容に関し、先方は、農業・SPS 協定に関する行政官の基礎的知識の向上を主たる目的として、地方の行政官を含む 150 名程度の参加者を得て実施したい旨要望。また、ワークショップの支援に留まらず、セミナー実施後のフォローアップ（アドバイス）の実施や、C/P 研修への参加に対する要望が表明された。当方からは、セミナーで期待する内容、規模、想定される参加者等に関して、マレーシア側の考

えをとりまとめたうえで、1月中旬までにマレーシア事務所へ提出するよう依頼。

SPS 協定に関しては、人の健康、食品の安全に関する部分は、本コンポーネントの講師が農水省の専門家を想定していることから、対応に限度があることを説明。これに対し、保健省からは、今回の協力ではあくまで SPS 協定そのものに係る基礎的な知識の向上が目的であり、食品規格等の技術面の詳細までは触れることまでは期待していないとの考え。

➤ WTO 紛争解決了解 (DSU) に関する実施能力向上

当方から、要請に記載されている 3 週間連続のワークショップを実施することは講師のアベイラビリティの観点から困難であり、最大でも 1 週間程度が限度であることを伝え、双方合意した。また、専門知識を深めるワークショップとなるため、当方の講師も高い知識、経験が要求されることからかなり限定されるであろうことを伝えた。

先方は、法律のスペシャリストからなる 45 人程度のワークショップの開催を想定しており、特定の専門分野は 15 人程度の分科会形式で実施するような形式を希望。また、内容面では、紛争申し立てから終了までの包括的な知識、経験の移転を望んでおり、時期は 6 月から 8 月の間での実施を希望。当方から、これら内容、規模、参加者層、時期等に関する具体的な要望については、別途とりまとめたうえで 1 月中旬までにマレーシア事務所へ提出するよう依頼。

➤ TRIPS 協定に係る機関の協定履行能力の向上

当方から、要請は知的財産権に関する広範な 이슈をカバーしており、これら内容を一日のセミナーで対応すると、内容は概論的なものにしかならないので、対象者のレベルを念頭に置きながら、優先分野を絞り込む必要がある旨発言。当方としては、必要であれば最大 3 日間程度のセミナー、ワークショップを実施することは可能であるので、内容、規模、想定される参加者層等に関してマレーシア側のアイデアをとりまとめたうえで 1 月中旬までにマレーシア事務所へ提出するよう依頼。一方、先方からは、要請に含まれていなかった教材およびカリキュラムの作成に対する協力の要望があった。これに対して当方から、タイにおいて同様の作業が進行中であることから、この成果を活用して調査の最終段階の政策提言の中に、カリキュラム・教材を含めることは可能だが、マレーシア用に教材をカスタマイズすることは困難である旨説明。

➤ TBT 協定に係る機関の協定履行能力の向上支援

TBT 協定の義務に関する知識向上、国際標準活動への参加の促進を目的とした 2 ~ 3 日間程度のワークショップを開催することで合意した。相手側は 100 ~ 200 人程度の参加者を想定しているとの発言があったが、対象者、内容についてはより絞り込む必要が生じる可能性がある旨指摘。詳細については今後詰めていくこととし、内容、時期等に関し追加的な要望があれば、1 月中旬までにマレーシア事務所へ提出するよう依頼。

なお、TBT 協定履行に関する実施体制に関して、DSM は国家基準認証機関としての役割を持ち、SIRIM がその実施機関となっている。本件プログラムのオーガナイザーは DSM が担うことで合意した。他方、TBT 協定の実施という点からは、MITI

を含め、多数のレギュレーターがその責任を負っており、DSMの役割は実施の促進という面に限られるとの説明が繰り返しなされた。

(3) 実施細則の対処方針(案)からの変更内容、署名について

- ▶ 相手側からの要望により、調査団派遣前に相手側に送付していた S/W(案)説明文書中の各コンポーネントの実施内容部分を S/W 中の調査内容部分に追加することで合意。また、セミナー等開催における双方の費用負担について言及した。その他アンダーテイキング部分等については変更を行っていない。
- ▶ 各協定に関するドーハ閣僚会合における議論をプログラムの中で反映させる要望があり、考慮すべく調査項目に追加した。
- ▶ 対処方針においては、マレーシア側からの要請に伴い S/W に各コンポーネントの実施機関の代表者がコサイナーとしてサインすることを想定していた。しかしながら、マレーシア側の内部調整の結果、通産省のみが実施機関を代表して署名を行う形となった。

(4) その他・留意事項

▶ 協力の実施スケジュール

上述のとおり、平成 14 年 3 月に第一次現地調査団を派遣することを目途として日本側は準備を進めることで相手側と合意した。

▶ ドーハ閣僚会議における新しい議論の取り扱い

マレーシア側からドーハ閣僚会議での新しい議論(TRIPS 分野における地理的表示の拡大の可能性、農業分野における非貿易関心事項、貿易と環境が紛争解決に及ぼす影響など)及びそれらのマレーシアへのインパクトに関する内容をプログラムに含めることへの要請があった。日本側が取り扱うことのできる内容を検討のうえワークプランに盛り込み調整することで合意した。

▶ 相手側の調査実施体制

全体の取りまとめ機関は MITI とすることで合意しているが、MITI そのものは今回のプログラムにおける個別コンポーネントの実施機関とはなっていない。今後本格調査実施準備をするにあたり、連絡は個別省庁と日本側で独自に行うこととなるが、その際写(Cc)を同時に送付する方法で MITI および EPU にも連絡する体制をとることとした。また、EPU は各コンポーネントで実施されるワークショップ・セミナーへ積極的に参加する意思を表明し、各関係省庁へ自らを招待するよう依頼した。

▶ C/P 研修

相手側からの今年度 3 月実施予定の C/P 研修への対象者のレベルについて今一度再考するよう伝えたが、それでもなお現在相手側から提示されている候補者が再びノミネートする場合には相手側の意思を尊重する予定。

また、いくつかの関係省庁から本プログラム内での C/P 研修受け入れへの要望が表明された。これに対し、本プログラムとは異なる枠組みではあるものの来年度から TBT、農業/SPS、AD/CVD/SG に係る地域別特設研修を設置する準備を行っているので、その枠内での対応であれば可能であることを伝え、了解を得た。

➤ 協力の実施体制について

本協力においては多様な協力ニーズに対応するためにコンサルタントを中心とした国内外のリソースを柔軟に活用しつつプログラムを実施していく必要がある。本分野のリソースの希少性に鑑み、コンサルタントベースで対応できないニーズ（行政官、学識者の知見活用等）について官ベースの投入でサポートする等の支援体制が求められる。

第5章 フィリピン

5-1 調査団員構成

団長 / 総括	植嶋卓巳	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課課長
調査企画	近藤整	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課

5-2 派遣期間および調査日程

派遣期間：2002年5月20日～5月25日

日順			行程
1	5月20日	月	東京 9:55 [JL741] マニラ 13:10 ➢ JICA事務所打ち合わせ ➢ 日本大使館表敬
2	5月21日	火	➢ DTIアキノ次官表敬 ➢ 関係省庁とのジョイント・ミーティング ➢ GATSコンポネント協議 (NEDA、DOTC) ➢ 省庁間情報共有システム協議 (DTI)
3	5月22日	水	➢ 農業/SPSコンポネント協議 (農業省) ➢ AD/ CVD/ SG コンポネント協議 (DTI-BIS, BOC, TC) ➢ TBTコンポネント協議 (DTI-BPS) ➢ 関連JICA専門家との打ち合わせ
4	5月23日	木	➢ カナダ大使館訪問 (CIDA) ➢ I/A協議 (DTIおよび関係機関) ➢ 現地リソース訪問 (Prof.Ma. Lourdes Sereno, Consultant on International Trade Matters and Ms. Lilia R. Bautista, Chairman of Securities and Exchange Commission)
5	5月24日	金	➢ I/A署名 (DTIアキノ次官) ➢ 日本大使館報告 ➢ JICA事務所報告
6	5月25日	土	マニラ 9:30[JL746] 東京 14:45

5-3 対処方針

(1) 基本方針

- 1) 本プログラムは国毎の課題、状況を踏まえてテーラーメイド型の協力を行うものである。プログラムの実施に当たってはフィリピンにおける WTO 協定履行にかかる現状、課題を把握し、必要かつ有効な協力内容を検討した上で知識移転、制度整備協力を行い、協定履行キャパシティの向上に資するものとする。
- 2) 制度整備、人材育成は継続的な取り組みが必要な分野であり、単発の開発調査で対応可能な範囲は限られている。よって、開発調査実施後のキャパシティ・ビルディングについても中長期的見地から具体的な方策を検討し、提言を行う。
- 3) キャパシティ・ビルディングのための活動 (例：個別協定に関するワークショップ、研修等) の詳細な内容に関しては、今回の I/A 協議時には確定せず、本格調査開始後の初期段階で現地の現状・課題をレビューした上で日本側のワークプランを提示し、関係カウンターパート機関と協議した上で決定する。

- 4) 開始時期については、暫定的に今年度後半からを予定している旨伝える。既実施3ヶ国のプログラムの進捗状況を見つつ、日本側調査団の業務を追加する。

(2) 先方からの協力要請内容

- 1) 以下の各 WTO 協定に関する履行状況、実施状況のレビュー
- 農業： ➤ AD/CVD/SG：
 - SPS： ➤ 関税評価：
 - TBT： ➤ GATS（サービス）：
- 2) 以下の WTO 協定実施に関する知識の向上
- 多国間貿易システムに関するセミナー・コンサルテーション：
 - 農業協定（セミナー）：
 - 認証・製品検定制度に関するトレーニング（TBT/SPS）：
 - 繊維製品監視委員会手続に関するトレーニング：
 - AD、CVD、SG 調査に関するトレーニング：
 - 関税評価、入国後監査、危機管理に関するワークショップ：
 - サービス・通信に関するセミナー：
 - GATS（自然人の移動）に関するセミナー：
 - IPR 適用確認基準に関するトレーニング：
 - 省庁間情報共有体制と民間諮問体制に関するセミナー：
- 3) 省庁間情報共有体制の強化：
- 4) 多国間貿易システムに参加するためのキャパシティ・ビルディングに関するアクションプランの策定：

（各項目の後ろの丸囲み数字は（3）における当方協力方針の番号と対応）

(3) 要請内容に対する我が方協力の基本方針

【 省庁間情報共有体制の強化】

主実施機関

- 貿易工業省国際貿易関係局及び WTO 技術委員会（DTI-Bureau of International Trade Relations with TCWM Members）

日本側対応方針

- 相手側要請の目的は TCWM（Technical Committee on WTO Matters：関係省庁により構成される審議・政策決定のための委員会で、貿易工業省が事務局を務める）の省庁間調整機能の強化に資する試行的な省庁間情報共有システムの構築（機材を含む）。
- 「WTO 問題全般のマネジメントのための情報共有体制強化支援」として主に DTI-BITR を対象として 組織・業務診断（情報共有体制の現状含む）、情報システムの設計を含めた情報共有体制強化計画の策定、省庁間情報共有システムのパイロット構築を行う。
- 省庁間のネットワークシステムの構築は現地の通信インフラに依存する面が大きく、まずは TCWM の事務局である DTI-BITR の情報提供機能の向上を優先課題として取り組む。
- フィリピン側からは AD、CVD、SG の調査要請が増加している背景から貿易工業省と関税局との情報システムの接続により貿易統計データを共有化し迅速に処理するニーズが挙げられている。こうしたネットワーク面での改善に関しては、現地の通信イン

フラの状況を見つつ、プログラム開始後に行う組織診断の結果を踏まえながら、今回の協力範囲に含めるか否かを決定する。また、提言内容を啓蒙することを目的として政府内担当者を対象として主要貿易担当機関の部局間調整法に関するセミナーを開催する。

【 農業協定・SPS 協定（人の健康、食品安全を除く）に関する知識向上】

実施機関

➤ 農業省

日本側対応方針

- 農業協定の実施をめぐる現状と問題点の詳細を調査し、先方のニーズを明らかにする。そのうえで、我が方の対外経済政策との整合性、協力人材リソースのアベイラビリティに配慮しつつ、数日間程度の現地ワークショップを実施する方向で先方と調整を行い、大枠について合意する。また、内容に関する詳細は本格調査開始後、ワークプラン策定の段階で確定する旨先方に伝える。
- 現地ワークショップの講師としては、我が方政府関係者（農林水産省等）、大学関係者、コンサルタントを想定しているが、必要に応じ外国の人材リソースを講師として活用することも検討する。
- なお、本コンポーネントで実施するセミナーの内容は、昨年度我が方農林水産大臣が ASEAN 各国で実施を表明した「農産物の貿易・流通に係る理解増進プログラム」をカバーすることになる旨先方に説明し、理解を得る。

【 GATS 協定実施能力の向上】

実施機関

➤ 国家経済開発庁（NEDA）、運輸通信省

日本側対応方針

- フィリピンにおけるサービスに関する分野横断的な課題の取りまとめ役は NEDA が担っている。サービス貿易は今次ラウンドの中でも中心的な交渉事項であり、GATS 実施能力向上と交渉能力強化は重要。
- 本プログラムでは協定実施状況に関するレビューを行ったうえで、実施上の問題点、人材育成に関するニーズ等を明らかにしたうえで今後の履行能力向上に向けた提言を行う。また、協定履行の重要性等に関する認識を高めることや約束表と国内法との関係の理解促進等を目的に関係省庁および民間を対象としたセミナー等による啓蒙活動を行う。
- 要請においては電気通信、自然人の移動に関する知識の向上が挙げられているが、本調査時に先方の具体的な希望を把握することが必要。また、投入量・日本側リソースの関連から全ての希望に応えることができない可能性があることを伝える。また、具体的な内容に関しては本格調査開始後のワークプランにて確定させることを伝える。
- 交渉スキルの向上に対する支援要望に関しては、具体的なニーズを聴取のうえ、可能な範囲で対応する旨伝える。
- GATS の金融分野、通信分野に関しては加の CIDA が協力を予定しているとの情報が

あるため、オーバーラップの有無を十分確認する。

【 AD/CVD/SG 協定に関する実施能力向上 】

実施機関

- 貿易工業省輸入局（DTI-Bureau of Import Services）、関税委員会（TC）、財務省、関税局

日本側対応方針

- WTO 統合的な AD および SG に関する国内法が発効しており、これらの他国との比較による精査が望まれている。また、TC、BIS とともに十分な経験を有さないことから業務実施、遂行にかかる職員の訓練による能力向上が望まれている。
- 現状での協定履行状況、新規に発効した法律の運用状況を中心とした業務実施状況をレビューしたうえで適切な人材育成計画を提言する。支援内容は行政官への業務手続きの技術移転が主となると考えられるが、詳細に関しては本格調査開始後、ワークプラン策定の段階で確定する旨先方に伝える。

【 TBT/SPS 協定実施能力の向上 】

実施機関

- 貿易工業省製品企画局（DTI-Bureau of Product Standards）

日本側対応方針

- DTI-BPS を中心とする認証/認定制度に関する適切な組織体制構築に向けた支援ニーズが高い。現行の認証・認定制度では BPS が認証業務と認定業務を並行して実施しており、組織改善に向けた根拠法となる法制度の見直し等が必要な状況である。また、関係者の知識の向上のみならず、業界への啓蒙に関するニーズも強い。
- これを踏まえ、本プログラムにおいては現状での問題点把握、認証・認定制度に係る国内法との整合性分析を行ったうえで適切な組織体制の提言を行う。併せて、履行能力向上を目的として日本での認証・認定業務の実務の紹介等をワークショップにて行う。なお、詳細は本格調査開始後、ワークプラン策定の段階で確定する旨先方に伝える。タイ、インドネシア、マレーシアのコンポーネントでも TBT 協定は取り上げられており、蓄積された知見を活用する。
- SPS 協定の協定整合性診断および知識の向上に係る要請に関しては現在想定される当方のリソースで対応できる部分が限られていることから今回のプログラムでは取り上げないこととし、相手側の理解を求める。

【 キャパシティ・ビルディングのためのアクションプラン策定 】

主実施機関

- 貿易工業省国際貿易関係局及び WTO 技術委員会（DTI-Bureau of International Trade Relations with TCWM Members）

日本側対応方針

- プログラム終了後の相手側自身の手による本分野への更なるキャパシティ・ビルディングを行うための指針としてのアクションプラン策定は協力の総括となる位置づけか

ら考えても重要。本プログラムで取り上げる予定の個別協定（農業、TBT、GATS、AD/CVD/SG）における現状把握を基にして、多国間貿易システムに円滑に参加することを目的としたキャパシティ・ビルディングのためのアクションプランの策定を行う。

- 多国間貿易システムに関するセミナー、コンサルテーションに関する要望については、調査開始後の初期段階および終了前の段階で政策担当者および民間に対して WTO 協定履行の意義、重要性およびそこから得られる利益に関する認識を深めることを目的としたセミナーを開催することにより対応する。

【 関税評価、繊維製品監視委員会手続、TRIPS 協定に関する知識の向上】

実施機関

- 関税評価：関税局（Bureau of Customs）、繊維：貿易工業省衣服・織物輸出委員会（DTI-Garments and Textile Export Board）、TRIPS：知的所有権局（Intellectual Property Office）

日本側対応方針

- 上記要請に関してはエコノミー・レポートに沿ったプロジェクト案であるものの、日本側リソースの制約および既に他のスキームで協力が行われていることなどからすべてに対応することは困難。
- また、昨年度のカウンターパート研修における DTI アキノ次官との面談において、フィリピン側の要請が広範に渡っていることからプログラムを絞り込むことについては内々の同意を得ており、上記に関するプライオリティが低いことも確認している。これらの事情を踏まえ、これら要請に関しては本プログラムでは取り上げない方針とし、相手側の理解を求める。

5-4 実施細則（I/A）の合意

予備調査団は貿易産業省（DTI）をはじめとするフィリピン側関係機関と協力プログラムの内容、実施体制にかかる協議を 5 月 20 日から 24 日にかけて行った。一連の協議の結果、ほぼ対処方針のラインで関係機関の基本的な合意を得ることができ、5 月 24 日に調査団と DTI のアキノ次官との間で実施細則（I/A）を署名・交換した。調査団の受け入れ窓口となった DTI-BITR（国際貿易関係局）の対応振りは終始真摯であり、関係省庁との調整にもリーダーシップを発揮していた。本格調査開始後も、今回と同様に BITR の積極的な参画を得ることが、本件成否の一つの鍵になると思われる。

5-5 実施細則（I/A）協議に係る主要論点

- コンポーネント 1（省庁間情報シェアリングシステム）
 - ・ DTI-BITR は、WTO 事務局からの情報のダウンロードを始めとし、省庁間で共有すべき WTO 関連の情報の整理、提供の面で種々の困難に直面。他方、BITR には独自の情報技術者が配置されておらず、情報技術活用に関する具体的なソリューションは有していないことが判明。
 - ・ 現状のままでは、インセプションの段階までに当方から具体的な詳細プランを提示することは困難と判断されたので、タイ、インドネシアでの事例等を先方にも提示しつ

つ、企画調査員（情報技術担当）を通じて、コンセプトの明確化に向けた予備調査を継続することで、先方と合意。

- ・パイロットシステム開発の範囲に関しては、DTI 内部のデータベースネットワークの構築を優先的に実施し、他省庁への対応は予算やワークロードが許す範囲内での対応になることを確認。
- ・DTI-BITR は、本件コンポーネントに対して高い期待を抱いている。予算の許す範囲内で十分なりソースを投入し、成功に導くことが重要。他方、効果的な情報シェアリングは PC ネットワークの導入だけで解決できる問題ではなく、情報の流れや仕事の仕方そのものから検討する必要があることから、この点も、折に触れ先方の理解を得るよう努める必要がある。
- コンポーネント 2（農業・SPS 協定のキャパビル）
 - ・講師の都合上、SPS 協定のうち食品安全、人の健康に関するテーマは扱えないこと、また、本件ワークショップの場を利用し、アセアン+3 農業大臣会合でコミットした「我が国における農産品の流通に関する理解促進」に関する講義を行うことについて、先方の了解を得た。
 - ・当方より、両協定に関しては、基本的な知識の向上を目的とするワークショップを実施する予定であることを説明。対象者は基本的に関係の政府職員、団体等を想定。テーマはマーケットアクセス、補助金等に係るプラクティカルな知識の移転が求められた。マレーシアに比して、より専門的な知識の移転が求められているように見受けられたので、今後、ワークプランを策定する過程で、ターゲットグループのレベル等を見極めつつ、このレベルに応じた適切な講師を我が方から派遣するよう最大限の努力を払う必要がある。
- コンポーネント 3（GATS のキャパビル）
 - ・GATS に関しては、協定に対する実務的な理解の向上を基本目的とし、通信等先行セクターに対する更なるキャパビルを図りつつ、一方で、今後の交渉の優先分野をサンプル的に取り上げ、中立的な見地から、交渉に必要な実務的な知識を移転するアプローチを合意。
 - ・6月末までに、NEDA から本件で取り上げる優先セクターに関する情報を、また、DOTC から具体的なキャパビルのニーズについての情報を、それぞれ提供してもらうことで合意。なお、DOTC から提案のあった通信機器の相互認証に関する協力は、本件では扱わないことを先方に伝え、了解を得た。
- コンポーネント 4（AD/CVD/SG のキャパビル）
 - ・今回の協議の結果、貿易救済措置を担当する BIS、TC 等はセーフガードに対する協力を強く望んでいることが判明。結果、本コンポーネントのタイトルは、ニーズがほとんどない CVD を除外し、「SG/AD のキャパビル」と変更。セーフガードに関しては、国内の実施法の内容に関する第三者のコメントが得られると有難いと要望があったので、これについてはワークショップの中で対応することで合意。
 - ・農業協定上の特別セーフガードの発動に関する実務知識の移転に関するキャパビルの要請も強くなされたが、取りあえず、対応は困難な旨説明。帰国後、本件に関しては如何なる対応が可能か、慎重に検討する必要がある。

- ・ 貿易救済措置の発動の根拠となる貿易データの共有化に関して、BIS 及び TC から、情報技術を活用した支援の要請があったところ、本件に関しては、詳しいニーズを 6 月末までに当方に伝えるとともに、コンポネン ト 1 の関連で実施予定の追加的な予備調査の中で、実情把握を行う用意がある旨回答。
- コンポネン ト 5 (TBT のキャパビル)
 - ・ 協議の結果、当初想定していた認証システム・製品検査システムをテーマとするキャパビルよりも、TBT 協定上の通報ポイントとなっている BPS の機能向上をテーマとするキャパビルに、より強いニーズが存在することが判明。これに応じ、強制規格を有する関係機関を対象とした TBT 協定の義務の理解向上に係る唱道活動、通報義務履行のための組織・制度体制に関する政策提言に係る協力を行うことで合意。これに関連し、強制規格を有する組織に関する情報を、6 月末までに当方に提供することで合意。
 - ・ また、国際標準策定活動に対する途上国の参画を促進するための支援(セミナー)も同時に実施することを合意。
- コンポネン ト 6 (総括提言)
 - ・ サステナビリティの確保を目的とした総括提言の策定に向けた一つのステップとして、WTO システムの重要性をテーマとするキックオフセミナーの実施を本コンポネン トに含めることで合意。6 月末までに、キックオフセミナーのアジェンダ案について、当方に連絡することで合意。